

第4編 原子力災害対策計画

第1章 原子力災害総則

第1節 計画の目的

この計画は、原子力災害に伴い発生する放射性物質及び放射線からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における原子力災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本編は、平成28年8月改定の「兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）」及び関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」を基礎としつつ、「原子力災害対策指針（原子力規制委員会／H28.3.1 部分改正）」、「UPZ 外の防護対策について（原子力規制庁通知／H27.3.4）」及び「原子力災害に係る広域避難ガイドライン（関西広域連合／H26.3）」を根拠として策定をしている。

第2節 計画の基礎となる原子力災害の想定

第1 原子力施設等の事故災害

計画の基礎となる原子力災害は、福井県内に立地する高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）での事故災害とする。ただし、これら実用発電用原子炉以外の原子力施設や関西圏域外の原子力施設の事故災害についても、その影響が広域に及ぶ場合は、状況に応じて本計画に基づき対応する。

1 放射性物質及び放射線の放出形態

1の原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

■原子力災害対策指針 第1（2）①（i）より抜粋

原子炉及び付属施設（以下「原子炉施設」という。）施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 核燃料物質等の運搬中の事故災害

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という）、放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱事業者等」という）による、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合を想定する。

第2章 原子力災害予防計画

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、その他関係機関・団体との間における情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替の連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

第2 災害応急体制の整備

1 取り組むべき体制の事前準備

県及び市は、原子力災害発生時の応急対策及び復旧・復興対策について取り組む体制をあらかじめ整備する。

- ・緊急被ばく医療における資機材・人員等支援
- ・国内外に向けた風評被害対策
- ・被災企業に対する支援
- ・被ばく防護体制
- ・被ばく者救護体制
- ・広域的な応援、受援体制
- ・放射線に対する知識普及、訓練実施体制

2 資機材等の整備と協力体制の構築

県及び市は、必要に応じて地域防災計画に基づき原子力災害対策に係る資機材の整備を行う。

第3 原子力施設の事故モニタリング体制の整備

県及び市は、周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を評価する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施する。また、緊急時のモニタリング情報を住民等に発信するため、国が収集・分析するモニタリング情報を把握し、住民等に分かりやすく発信する体制の構築に努める。

第4 運搬中の事故災害モニタリング体制の整備

1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成し、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置し、必要なマニュアルの整備を図る。

2 放射性同位元素取扱事業者の措置（放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害等及

び放射性同位元素取扱事業所災害等関係)

放射性同位元素取扱事業者等は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備する（放射線障害防止法第20条、第33条）。

3 市等の措置

市その他関係機関は、放射性同位元素取扱事業者以外の者で、放射性物質が不法に持ち込まれるおそれのある者に対し、検査体制の整備など必要な防止対策を講じるよう働きかけに努める。

第5 広域避難体制の整備

兵庫県は、福井県内の原子力発電所で福島第一原発並みの事故が発生した場合の最大被ばく線量を推計する放射性物質拡散シミュレーションを実施した（平成25年4月）。その結果、避難が必要となる実効線量が、IAEA（国際原子力機関）の判断基準を超える市町はなかった。そのため、市民が避難する事態は想定しない。

市は、福井県内の原子力発電所の事故で影響を受ける他の府県民の受け入れ態勢の整備を、県と連携して行う。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第3編 第2章 第2節 「情報を収集・伝達する」参照

第7 救援・救護活動体制の整備

1 消防活動体制の整備

(1) 消防機関は、原子力災害時に行う活動を考慮して、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

- ① 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
- ② 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む、放射線による影響等に関する研修〕訓練を含む）
- ③ 事業所等の把握

(2) 市は、消防機関が実施する消防活動体制の整備について、県、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行う。

2 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

市及び医療関係機関は、医療従事者等に対し、放射線医学総合研究所等の関係機関が実施する研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術（除染を含む、放射線）障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めさせる。

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

〈 区分 〉

- ① 放射線障害専門病院重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設
- ② 緊急被ばく医療施設
 - ア 5～6Gy以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設
 - イ 2Gy以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）
 - ウ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

第8 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備

1 防災関係機関との連携

市、その他防災関係機関は、第3編 第2章 第3節 第4「関係機関と連携する」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

2 専門家派遣

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬災害等

- ① 県及び市は、原子力事業者から県内における特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態把握のために専門的知識を有する職員の派遣要請の手続をあらかじめ定めておく。
- ② 市は、特定事象発生時等に原子力安全委員会に設置される緊急技術助言組織から現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受け入れについてあらかじめ定めておく。

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等

市は「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について（昭和59年2月、放射性、物質安全輸送連絡会）」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し必要に応じ国から派遣される専門家の受け入れについてあらかじめ定めておく。

第9 災害時要援護者支援対策の強化

災害時要援護者の日常的把握、情報伝達体制の整備、平常時の地域ケアシステムとの連携等については、第2編 第2章 第15節「災害時要援護者支援対策の充実」に示す。

第10 住民等に対する知識の普及啓発

1 周知方法

市は、次に掲げる方法により、知識の普及及び啓発に努める。

- (1) インターネット等による普及
- (2) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (3) 標語、図画、作文募集等による普及

(4) 市民を対象とした研修会の開催

2 周知内容

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること（放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等）
- (2) 放射性物質規制の概要（法体系、利用用途、用途毎の存在形態等）
- (3) 原子力施設等の概要に関すること
- (4) 対象原子力災害等とその特性に関すること
- (5) 緊急時に講じる対策の内容に関すること
- (6) 対象原子力災害等発生時における留意事項（特に身体の防護方法、妊婦・乳幼児等に配慮した緊急措置方法）
- (7) その他必要と認められる事項

災害時に防護活動を円滑に実施するとともに、農林水産物や観光等への影響、思い込みや偏見から生じる人権侵害といった風評被害を防止するためには、放射線の基礎知識をはじめ原子力災害の特殊性に関して、住民等の理解を深める取組を行う必要がある。このため、市は、国、県、広域連合、他市町及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について市民等に対する普及啓発活動を実施する。

また、丹波市は、UPZ※外になるため、市民に対しては、特に知っておく必要のある事項に重点を置き、原子力防災に関する基礎知識として広く理解されるよう普及啓発に努める。

- ・放射線に関する基礎知識（日常的に存在する放射線量、健康に影響を及ぼす放射線量、防護措置の基準値等）
- ・屋内退避について（避難以外の防護措置として有効であること等）
- ・安定ヨウ素剤について（予防服用の効果や副作用等を含めた正しい認識）

また、普及啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の年齢及びニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

※UPZ：「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力施設から概ね 30km 内）

第 1 1 災害対策要員の研修・訓練の実施

1 研修の実施

市は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者に対して、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家による講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- (1) 放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること
- (2) 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
- (3) 原子力施設等の概要に関すること
- (4) 対象原子力災害等とその特性に関すること

- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (6) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (7) 防災対策上の諸設備に関すること
- (8) 緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) 過去の事故及び対処事例に関すること
- (11) その他緊急時対応に関すること（除染の基礎技術等）

2 訓練の実施

市は、緊急時通信連絡等の訓練を実施する。

3 関係資料の整備

市は、研修、訓練及び災害時において活用するため、地図、気象資料、平常時環境放射線モニタリングに関する資料等の整備を図る。

第12 防災訓練等の実施

市は、対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努める。
なお、この実施にあたっては原子力事業所立地市町の訓練実施状況を参考とする。

第3章 原子力災害応急対策、復旧・復興計画

第1節 災害対策のコーディネート

第1 原子力施設の事故災害

〔とりまとめ担当課：くらしの安全課〕

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、市、県その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

1 災害対策本部等の設置

原子力災害発生時における配備レベルと配備体制等は次表による。動員や配備要員については、第3編 第1章 第2節 第1 「配備体制」に示す。

■配備基準

配備レベル	配備体制
【フェーズ1】情報収集事態 (1)福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く） (2)原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3)その他生活環境部長が特に必要と認めるとき	準備配備
【フェーズ2】警戒事態 (1)福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき (2)原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3)原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき (4)その他状況により、市長が必要と認めるとき	警戒配備
【フェーズ3】施設敷地緊急事態 (1)原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき (2)原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき (3)福井県及び兵庫県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4)その他市長が必要と認めたとき	第1号～3号配備
【フェーズ4】全面緊急事態 (1)原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき (2)内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	

2 情報収集体制の確立

市、国、県等から得た情報を、他市町、県と連携し、情報収集体制を確立する。情報収集にあたっては、平常時モニタリングの情報をもとに放射性物質の放出の有無についても確認する。

3 通信手段の確保

通信手段の確保については、第3編 第2章 第2節 第1 「災害時の通信を確保・活用する」に示す。

4 防護措置の実施

市は、防護措置について「屋内退避」を基本とする。

屋内退避以上の想定規模の対応については、今後の上位計画の改定も踏まえて検討することとする。屋内退避の実施時期については、県と連絡をとり、必要な時に行う。

(1) 屋内退避の実施

市は、原子力災害時において、県から予防的防護措置（屋内退避）の準備を開始するよう連絡があったとき、又は屋内退避が必要と判断するときは、屋内退避の対象地域を明らかにするとともに、防災行政無線、防災メール（緊急速報メールを含む）、広報車、テレビ・ラジオ、市のホームページ等、多様な伝達手段を用いて、速やかに住民、屋内退避区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ア 災害対策本部からの緊急通報であること
- イ 事故の概要
- ウ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- エ 応急対策の状況及び今後とるべき措置
- オ 屋内退避措置をとること及び対象地区
- カ 屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）
- キ 飲食物等の摂取制限に関する事項
- ク その他必要事項

5 広域避難の受け入れ

(1) 県の調整

県は、避難元府県と連携し、応援計画に基づき、広域避難の受け入れ（避難者の輸送、避難所等での受け入れ）を実施する。

県は、避難者を受け入れるにあたり、避難元府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

(2) 避難者への配慮

市は、県や避難元市町村と連携して、避難所の運営を行う。また、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うほか、ボランティアとも連携し避

難者の生活支援に努める。

避難者の避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難元府県と調整のうえ、必要に応じ、二次避難先として、旅館・ホテル等への移転を支援するとともに、住居のあっせんや応急仮設住宅（民間賃貸住宅や公営住宅等のみなし仮設住宅を含む）の提供等について配慮する。

(3) 避難元と避難先のマッチング

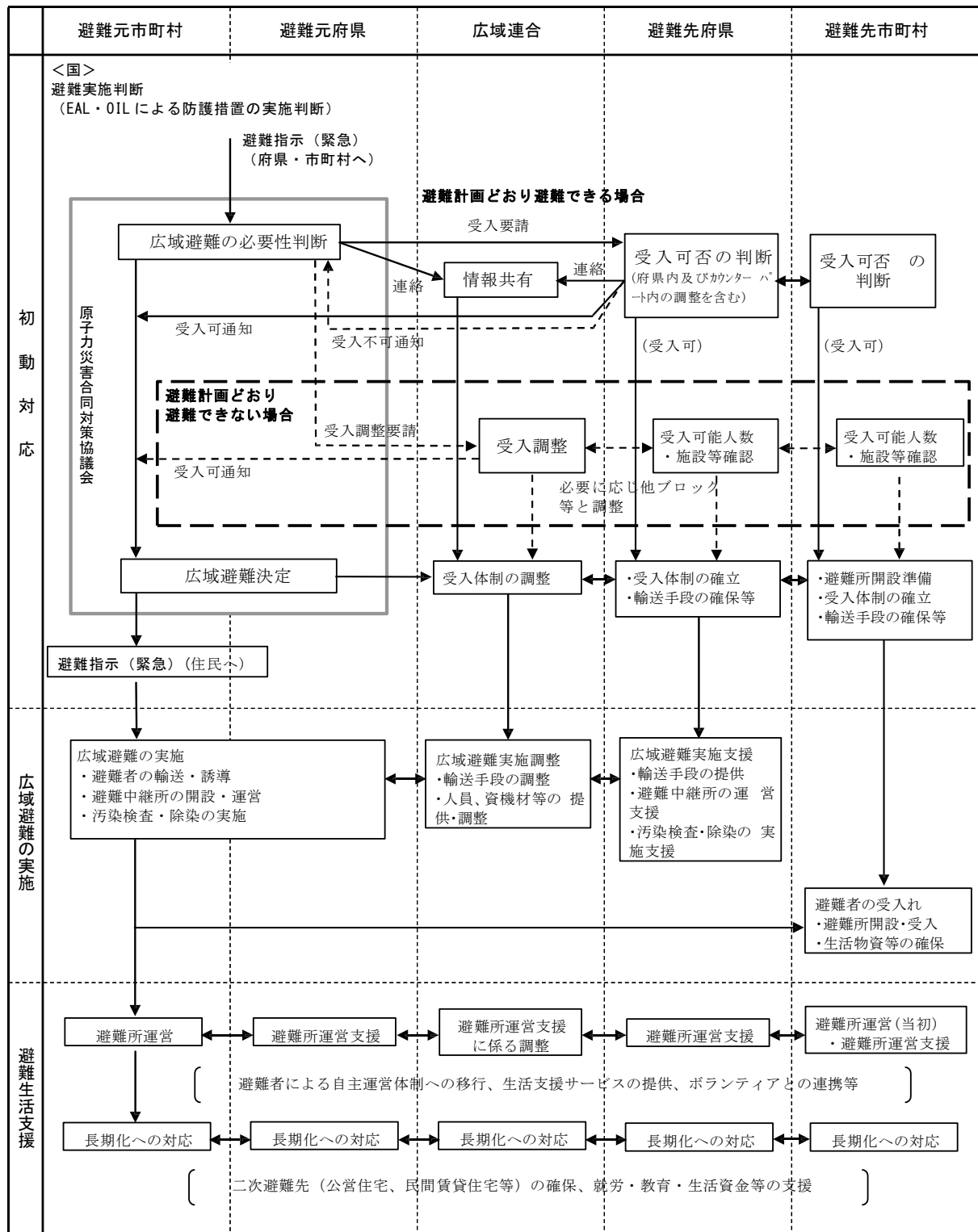
広域連合の調整方針に則って行った避難元市町・避難先市町村マッチングの結果、本市を含む兵庫県内7市1町を避難先とする町は福井県若狭町(対象人口16,100人)で、このうち本市の受け入れ人数は2,533人である。

広域避難（広域一時滞在）については、第3編 第3章 第1節 第6「広域一時滞在を行う」に示す。

■本市で受け入れを予定している避難所

避難元							避難先	
市町名	地区名 1			地区名 2			避難所	
	小学校区	世帯数	人口	大字・町名	世帯数	人口	名称	所在地
若狭町	気山	299	941	古川	14	29	山南農業者等体育施設	丹波市山南町谷川 1348
				市	49	163		
				中山	14	52		
				中村	53	160	山南 B&G 海洋センター体育館	丹波市山南町野坂 176-2
				寺谷	16	55	春日体育センター	丹波市春日町黒井 496-2
				切迫	16	46		
				苅	40	126		
				上瀬	97	310	柏原住民センター	丹波市柏原町柏原 5528
	梅の里	307	1,093	成出	10	38	三ッ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
				田井野	39	132		
				梅ヶ原	20	60		
				田立	21	81		
				別庄	36	98		
				世久津	25	89		
				伊良積	29	102		
				北庄	11	45		
				海山	25	106		
				塩坂越	19	69		
				遊子	16	57		
				世久見	37	136	青垣住民センター	丹波市青垣町佐治 114
				食見	19	80		
	岬	134	499	小川	57	212	氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1
				神子	37	134		
				常神	40	153		

■ 広域避難調整・実施フロー



6 住民への的確な情報伝達

不正確な情報による社会的混乱を防止するとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民の安全を確保するためには、正確で分かりやすい情報を速やかに広報することが重要である。市は、市民から寄せられる問合せ、要望、意見等に適切に対応できる体制を整備する。

(1) 住民への情報提供・広報の実施

① 原子力災害対策の特殊性への配慮

市は、県と連携し、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報を速やかに公表する。

② 住民のニーズに即した情報の提供

市は、県と連携し、市民等のニーズを把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺地域の市民等に役立つ正確かつ詳細な情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。

なお、その際、市民の安心感の醸成に資するよう配慮するとともに、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に確実に情報が伝わるよう配慮する。

③ 住民等の生活環境等を考慮した手段による情報伝達

市は、県と連携し、市民等の生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、多様な情報伝達手段を用いるよう配慮する。

情報伝達手段については、報道機関の協力を得るとともに、自主広報媒体（ホームページ、防災メール、ソーシャルメディア等）、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアを活用する。

(2) 住民等からの問合せに対する対応

市は、県、国、原子力事業者等と連携し、市民等からの問合せに対応する相談窓口を速やかに設置する。相談窓口には、原子力災害の特殊性を踏まえた対応のできる人員を配置するほか、相談対応を通じて住民等のニーズを見極め、必要とされる情報の収集・整理を行い、ホームページ等で随時情報発信を行う。

第2 核燃料物質等の運搬中等の事故災害

〔実施機関：市（総務班、情報班）、ライフライン機関〕

1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- ① 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- ② 原災法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害等の場合

① 発見者

放射性同位元素に関し、災害、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を県警察本部に通報する（放射線障害防止法第 33 条第 2 項）。あわせて、消防本部にも通報する。

② 市

市は、放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

2 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達

「1(2)放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応する（ただし、国土交通省への通報は要しない）。

3 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生した場合には、放射線障害等の被害を防止し、公共の安全を確保するため、「1(2)放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」及び「2 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達」の対応に準じ、次のとおり対応する。

① 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、県警察本部に通報する。また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるとして判断される場合には、文部科学省にも通報する。なお、一般発見者の通報先は、消防本部、県警察本部のいずれかとする。

② 通報受領後の対応

市は、国、県その他関係機関と相互に密接な連携を図り対応する。

4 通信手段の確保

〔実施機関：市（情報班）、防災関係機関〕

通信手段の確保については、第3編 第2章 第2節 第1 「災害時の通信を確保・活用する」に示す。

5 災害情報等の収集、報告等

〔実施機関：市（各班）、防災関係機関、ライフライン関係機関〕

ここでは原子力災害に特化したものについて示し、それ以外は他の計画と同じとし、「第3編 災害応急、復旧・復興対策計画 被害情報等を収集・報告する」に示す。

(1) 収集の方法

市は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」とする。）を収集する。

その際、当該対象原子力災害等が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(2) 報告基準

市は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告する。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの（直接即報基準）
- ② 放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
- ⑤ 対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
- ⑥ ③に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等

(3) 報告系統

- ① 市は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。
- ② 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県（災害対策本部）に対して報告する。

- ③ 直接即報基準に該当する場合は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ④ 消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

第3 動員の実施

〔実施機関：市（各班）〕

動員の方法、災害警戒本部の設置、災害対策本部・支部の設置等について、第3編 第1章 第2節 第2「職員の動員」に示す。

第4 自衛隊へ派遣要請を行う

〔実施機関：市（総務班）、指定地方公共機関〕

災害派遣要請の方法、要請先等、受け入れ準備、撤収要請、活動内容、経費の負担区分について、第3編 第2章 第3節 第2「自衛隊へ派遣要請を行う」に示す。

第5 防災関連機関等と連携する

〔実施機関：警察署、消防本部、市（総務班）、自衛隊、地域医師会、医療機関等〕

1 関係機関との連携

(1) 消防本部の対応

原子力災害発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

① 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ア 危険物施設に対する防御
- イ 広域避難地に通じる避難路の火災等に対する防御
- ウ 救助・救急
- エ 市原子力災害対策本部と連携した情報活動
- オ 市原子力災害対策本部と連携した広報

② 消防計画に定める基本的事項

原子力災害に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ア 市原子力災害対策本部との業務分担に関する事項
- イ 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制

- カ 市原子力災害対策本部との連絡等に関する事項
- キ 警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防御に関する方針
 - ア)避難路の防御に対する措置
 - イ)救助・救急に関する措置
- ケ 広報に関する措置

(2) 市の対応

① 県への応援要請

市長は、対象原子力災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

② 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

③ 他市町への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

また、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。災害時相互応援の協定先は、資料編に示す。

④ 応援の受け入れ

市(総務班)は、各部署からの応援要請に基づき応援隊を配分する。市(各班)は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

第6 専門家へ協力要請を行う

〔実施機関：市(総務班)〕

1 県への要請

市は、対象原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(要請事項の例)

- (1) 災害時医療救護活動(初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整)
- (2) 災害医療(広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療)
- (3) 消火活動(職員の化学防護、消火手法等)
- (4) 避難対策(爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非)
- (5) 危険物等による汚染の除去(事業者による除去及び除染作業の確認)
- (6) 各種制限措置の解除(各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非)

- (7) 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- (8) 代替交通対策
- (9) 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

2 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議のうえ、負担する。

第7 緊急時モニタリングを行う

〔実施機関：市（総務班、環境防疫班）、消防本部、関連事業者〕

1 事業所外運搬災害等の場合

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

① 原子力事業者等の措置

原子力事業者等は、空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を市、国、県等に定期的に連絡する。原子力緊急事態宣言が行われた後においては、国の現地対策本部にも連絡する。

② 消防本部の措置

事故等の通報を受け出動した消防本部は、事故の内容を速やかに市、県等に連絡する。

③ 実施内容

ア 各主体が行う緊急時モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連絡を密にし、役割に応じて決定する。

イ 想定される試料を例示すると以下のとおりである。

飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉、卵、魚その他必要と認められる試料

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

① 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害を防止するために必要な措置として、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市、県、消防本部等に連絡する。

② その他の機関の措置

ア 「核燃料物質等の事業所外運搬の場合」を準用する。

2 放射性同位元素取扱事業所災害等の場合

(1) 「事業所外運搬災害等の場合」を準用する。

3 不法廃棄等事案の場合

(1) 「事業所外運搬災害等の場合」を準用する。

第8 災害時の広報活動を行う

〔実施機関：市（広報秘書班、避難所対策班、ボランティア・援護班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕

1 災害広報の実施

(1) 留意事項

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時には、以下の事項に留意して広報を行う。なお、その他の対象原子力災害等にあっても、以下に準じて対応する。

- ① 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、市及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。
- ② 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認したうえで、情報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の対象原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認する。ただし、県外原子力災害等事案が発生した場合にあつては、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される県内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、県内への影響について、迅速かつ的確な広報を実施する。

(2) 広報

市及び関係機関は次の措置を講じる。

① 対象原子力災害等発生時などの広報体制

- ア 情報の一元化を図る。
- イ 広報資料の作成等を統括する。
- ウ 迅速かつ的確に災害情報を報道機関、市民へ提供する。
- エ 各部署の広報主任は、それぞれの部署に関する広報資料の作成等を行う。

② 広報の実施

ア 放送・報道機関との連携

- ア) 災害情報や市の応急対策等について、そのつど速やかに「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努める。
- イ) 記者発表は原則として、定例化を図る。
- ウ) 災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じる。
- エ) 必要に応じ、放送の要請を行う。

イ 市民に対する広報

- ア) 市民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び市の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。
- イ) 定期又は臨時の広報誌(紙)、市提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、

災害情報の提供を図る。

ハ)被災市町、ライフライン機関、関係機関等からの情報を収集し、報道機関に対し継続的かつ的確な情報の提供を行う災害情報センター機能を災害対策本部内に設置する。

③ 避難所等への情報提供

市は、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア 情報提供ルート… 避難所巡回員等

イ 伝達手段…………… 掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ファクシミリ等

④ 障がい者・高齢者等に対する情報提供

障がい者・高齢者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア 情報提供ルート… 福祉ボランティア等

イ 伝達手段…………… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット等

⑤ 外国人に対する情報提供

市は、外国人に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

ア 情報提供ルート… 市、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等

イ 伝達手段…………… 広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、インターネット等
また、ラジオ放送等を通じた外国語放送による情報提供に努める。

2 各種相談の実施

(1) 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

(2) 安否確認等の窓口の設置

鉄道事業者又は道路管理者、消防機関、警察署、市は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供する。

第2節 災害応急対策を行う

第1 救援・救護活動等を行う

1 避難対策の実施

〔実施機関：市（総務班、避難所対策班）、警察署、消防本部、自衛隊、自治会長、自主防衛組織〕

(1) 避難のための立退き等の勧告・指示

避難のための立退き等の勧告・指示の実施責任機関は次のとおりとする。

① 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

ア 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告：市長（災害対策基本法第60条第1項）

イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示：市長（災害対策基本法第60条第1項）

警察官（警察官職務執行法第4条第1項）
災害対策基本法第61条第1項
自衛官（自衛隊法第94条第1項）

② その他の対象原子力災害等

ア 避難のための立退きの勧告：市長（災害対策基本法第60条第1項）

イ 避難のための立退きの指示：市長（災害対策基本法第60条第1項）

警察官（警察官職務執行法第4条第1項）
災害対策基本法第61条第1項
自衛官（自衛隊法第94条第1項）

ウ 避難のための屋内への退避については、<1>に準じて市民等に対し指導する。

(2) 警戒区域の設定

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防活動のための警戒区域の設定は消防法に基づいて行う。

① 災害全般について：市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員

（災害対策基本法第63条第1項）

警察官（災害対策基本法第63条第2項）

自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

② 火災・水災以外の災害について：消防吏員・消防団員（消防法第36条）

警察官（消防法第36条）

(3) 避難等の実施

① 組織的避難を要する場合

ア 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があった場合

- イ 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められる場合
- ウ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

■屋内退避及び避難等に関する指標

※mSv：放射線の強さを表す単位でマイクロシーベルトという

予測線量(単位：mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	○放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面防護対策の内容又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注)1. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

2. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月一部改訂，原子力安全委員会）による。

② 避難等のための勧告及び指示

ア 市長

ア)市長は、総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

イ)その他の場合にあっては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の市民に対し、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

イ 警察官

警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。（災害対策基本法第61条第1項）

ウ 自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、天災等により危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者等に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けさせるために必要な限度で避難させる。（自衛隊法第94条第1項）

エ 勧告・指示の内容

市長等は、避難等の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア) 避難等の勧告・指示が出された地域名
- イ) 避難経路及び避難先
- ウ) 避難時の服装、携行品
- エ) 避難行動における注意事項

オ 勧告・指示の伝達方法

市長は、直ちに、同時通報用無線、広報車等による広報、消防車両等による広報、警察官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

ア) 避難勧告・指示に係る広報文例

こちらは丹波市です。

〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。

今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、〇〇地区の市民は直ちに屋内に退避（コンクリート屋内へ退避、〇〇地区へ避難）してください。

③ 警戒区域の設定

ア 設定の基準（災害全般）

- ア) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条第1項）
- イ) 消防吏員は、消防活動を十分に行うため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（消防法第36条）
- ウ) 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。（災害対策基本法第63条第2項）
- エ) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。（災害対策基本法第63条第3項）

イ 規制の内容及び実施方法

- ア) 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。
- イ) 市長等は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

④ 避難誘導

以下のほか、「原子力災害対策避難誘導等のための手引」（昭和56年1月、科学技術庁、消防庁）による。

- ア 市は、消防機関、警察署、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。

- イ 市は、あらかじめ名簿等により災害時要援護者の所在を把握しておき、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- ウ 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておく。
- エ 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。
- オ 市は、避難に自家用車を使用しないよう指導する。

(4) 避難所の開設

① 対象者

災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者等

② 避難所の指定

市は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案のうえ、避難所を指定する。避難所を指定する順位は、原則として次のとおりとし、コンクリート建物を使用するよう努める。

- ア 公立小、中学校
- イ その他公立学校
- ウ 公民館
- エ その他の公共施設
- オ その他の民間の施設

なお、市は、当該地域の避難所について、標識、案内板、防災マップ等により市民に周知徹底を図る。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。指定にあたっては、教育委員会と市(総務班、避難所対策班)は十分協議する。

③ 設置期間

市は、放射性物質による汚染の状況等を勘案のうえ、国、県等と協議して設置期間を定める。

④ 避難所の運営

- ア 市は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自治会長自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。
- イ 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に該当する災害であって市教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。
 - ㍑施設等開放区域の明示
 - ㍒避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ㍓情報連絡活動
 - ㍔食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ㍕ボランティアの受入れ
 - ㍖炊き出しへの協力

わ)避難所運営組織づくりへの協力

り)重傷者への対応

ウ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

エ 市は、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にする。

オ 市は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

カ 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。

キ 消防団は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。

ク 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

⑤ 保健・衛生対策

ア 救護等の活動

市（住民医療班）は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行う。

イ 保健活動の実施

市は、県（健康福祉事務所）と医師会等関係機関と連携を図り、医師、保健師、栄養士等による健康相談や栄養相談等を実施する。（→第3編 第3章 第5節 第6「健康対策を行う」の項を参照）

ウ 仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合、民間業者のあっせんや自衛隊への協力等について、県に要請する。

エ 入浴、洗濯対策

市は、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、民間業者のあっせんや自衛隊への協力等について、県に要請する。

⑥ 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

ア 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の2次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

イ 市は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを促進する。

2 救援・救護活動等の実施

[実施機関：原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、市（住民医療班）、医療機関]

(1) 救急救助活動

① 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、対象原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、(1)に掲げる現場における傷病者の救出等を行う救出担当機関又は医療施設への傷病者の搬送を行う搬送担当機関に通報する。また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

② 現場における負傷者等の救出等

ア モニタリング

事業者及び救出担当機関は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

イ 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、救出を要する負傷者に関する通報を受けた救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

ウ 除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者若しくはそのおそれのある者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

③ 現場から医療施設への負傷者等の搬送

ア 負傷者等の発見の通報を受けた搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

1) 救急指定病院の患者搬送車の活用

2) その他の応急的に調達した車両の活用

3) 隣接市町への広域応援要請

ウ 搬送担当機関は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

1) 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。

2) 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。

エ 搬送担当機関は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

1) 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。

2) 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

3) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身

体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

④ 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

ア 事業者は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期する。

イ 市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。なお、その際には、放射線管理の専門家~~を~~同行又は合流させる。

⑤ 負傷者等の収容

ア 負傷者等の収容については、事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

1)汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

1)その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

○災害拠点病院

○2次救急医療機関

○救急指定病院・診療所

○その他の医療施設

○公民館、学校に設置された救護所及び救護センター

イ 負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに警察署に連絡し、警察官は死体見分その他所要の処理を行う。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、地域医師会を通じて臨床医の協力も得る。

⑥ 関係機関への協力要請

対象原子力災害等の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

3 緊急時医療対策の実施

〔実施機関：市（住民医療班）、医療機関〕

市は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を、国及び県に要請する。

(1) 避難者・一般傷病者に係る対応

① スクリーニングチームへの協力

市は、国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふるい分け）チームに協力する。

② 放射線被ばく検査の実施

スクリーニングチームを救護所、病院、保健所、避難所等に派遣し、放射性物質による被ばく者等及び検査を希望する者に対し、必要に応じて検査等を行う。

③ 専門病院への移送

スクリーニングの結果、汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、あらかじめ把握している県周辺の緊急被ばく医療施設又は放射線障害専門病院に移送する。

搬送に際しては県、県警察本部、神戸市、自衛隊等のヘリコプターの利用も検討する。

(2) 被ばく者等に係る対応

搬送予定医療機関の事前指定が行われるまでの間については、暫定の措置として、対象原子力災害等により汚染・被ばく者等が発生したときは、必要な応急措置を講じたうえで、専門家の助言も踏まえ、県周辺の緊急時対応可能医療機関に搬送する。

4 消火活動の実施

〔実施機関：関連事業者、消防本部、市（消防署班）〕

(1) 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動

① 事業者の措置

ア 原子力事業者等

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬に使用されている自動車等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちに、その旨を消防吏員に通報する。（原子炉等規制法第64条第1項）

イ 放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署、消防法第24条の規定により、市長が指定した場所に通報する。（放射線障害防止法第33条第1項）

② 消防本部の措置

ア 輸送責任者等との連携

1) 消防本部は、輸送車両に放射性物質の輸送の実施について責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合には、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、県等関係機関と密接な連携をとり消火活動にあたる。

2) 輸送責任者又は専門家が同行していない場合又はこれらの者が被災した場合等で、その協力を得ることができない場合は、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物の把握に努め、また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等を行い、災害状況の把握に努め、その情報を県等関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

イ 現場における情報収集活動

消火にあたっては、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくの恐れがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協

力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討する。

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられている（L型輸送物を除く）ので、可能な場合はこれを活用する。

〔収集する情報の内容〕

- | | |
|---------------|------------------|
| ○放射性物質自体の性状 | ○火災等による放射性物質への影響 |
| ・火気、熱気に対する危険性 | ・輸送容器の亀裂等の有無及び程度 |
| ・禁水性、劇毒性 | ・火災と輸送容器との位置関係 |
| ・汚染又は汚染拡大の可能性 | ・放射線の強度等の検出状況 |
| ・周辺への影響の可能性 | |

ウ 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

エ 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施にあたっては防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮する。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行う。

（2）放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火活動

① 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射性同位元素取扱事業者は、放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は消防法第24条の規定により、市長が指定した場所に通報する。

② 消防本部の措置

ア 消防活動の実施

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を実施する。

- ア) 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
- イ) 放射性同位元素の拡散危険の有無
- ウ) 要救助者の有無
- エ) 放射線量

イ 消防警戒区域の設定

消防警戒区域を設定するにあたっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮のうえ、一般の警戒区域より広く設定する。

ウ 放射線危険区域の設定

職団員の安全管理及び汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね1mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県等関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難勧告等の実施を検討する。

エ 危険区域への進入

危険区域への進入にあたっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。

危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行う。

(3) その他

消火活動の詳細については、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、各消防本部において定める。

5 飲料水、飲食物の摂取制限等

〔実施機関：市（水道班）〕

市は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を越え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

飲食物摂取制限に関する指標は、以下のとおりである。

■飲食物摂取制限に関する指標

対 象	I-131 放射線濃度
飲料水	$1 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上
葉 菜	$6 \times 10^3 \text{Bq/kg}$ 以上
牛 乳	$2 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上

※Bq：放射能の強さを表す単位でベクレルという

(1) 飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

(2) 飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

(3) 農林畜産物の採取及び出荷制限

農林畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

(4) 飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、市民の備蓄飲料水等では不足するときは、第3編 第3章 第4節 第1「食料を供給する」及び第2「応急給水を行う」に基づき、関係市民への応急措置を講じる。

第2 放射性物質による汚染を除去する

〔実施機関：市（環境防疫班）、関係機関〕

1 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

(1) 除去及び除染

① 事業者の措置

災害等の原因者である事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

※ 事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。（原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条）

② 市その他関係機関の措置

市その他関係機関は、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力に努める。

(2) 除去及び除染の確認

市は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

2 不法廃棄等事案の場合

(1) 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下、この節においては「管理者」という。）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

(2) 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行う。この際、市その他関係機関は、必要な協力を行う。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

(3) 不法廃棄者等の捜査

警察署等関係機関は市と連携し、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

第3 災害時要援護者支援対策を行う

〔実施機関：市（援護班、調達班）、関係機関〕

1 情報提供

(1) 市は、県等と協力し、高齢者・障がい者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ① 情報伝達ルート：市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ② 伝達手段：広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット等（第3編 第2章 第2節 第4「災害時の広報活動を行う」の項を参照）

(2) 市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣する。

2 避難対策

- (1) 市は、名簿等の活用により居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行う。
- (2) 市は、自主防災組織、民生委員、消防団、児童委員等地域住民の協力による災害時要援護者の避難誘導が行われるよう努める。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、地域近隣住民の協力を求め、迅速な避難等に努める。
- (4) 市は、避難所等において要援護者の把握とニーズ調査を行う。
- (5) 市は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。（第3編 第3章 第1節「住民の避難を支援する」の項を参照）

3 生活支援

市は、以下に示す生活支援を行う。

- (1) おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮する。
- (2) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。
- (3) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- (4) 巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行う。
- (5) 福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。

4 その他

- (1) 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- (2) 市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第4 交通の確保対策を行う

〔実施機関：市（土木緊急輸送班）、道路管理者、警察署〕

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 対象原子力災害等発生後、道路管理者及び警察署は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努める。
- (2) 道路管理者及び警察署は、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。

- (3) 警察署は市と連携し、現場周辺の警察官、関係機関等からの情報収集に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 陸上交通の確保

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、直ちに通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域への流入抑制

市は警察署と連携し、原子力災害発生直後において、優先的に避難路及び緊急交通路の確保を図る。

また、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施する。

なお、その他の対象原子力災害等の場合においては、必要により迅速に災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施する。

(3) 原子力災害対策特別処置法（以下、原災法という）に基づく交通規制

被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、県公安委員会は、原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

- ① 警察官等の措置命令及び措置（原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条の3）

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するにあたって、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員に準用する。

ウ 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を管轄の警察署長に通知しなければならない。

- ② う回路対策

ア 警察署は、公安委員会が原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条に基づき幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、う回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

- ③ 広報活動

ア 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、

緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民に周知する。

イ 道路管理者は、ドライバー等への広報にあたり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図る。

(4) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、丹波市建設協議会と連携・協力し、対象原子力災害等発生時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第5 社会秩序の維持対策を行う

〔実施機関：市（総務班）〕

1 市の措置

(1) 治安の確保

市は、対象原子力災害等の発生場所及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期す。

(2) 流言飛語の防止

市は、「災害広報の実施」に基づき、対象原子力災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

(3) 悪質商法等の防止

市は、混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化する。

第6 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

〔実施機関：関連事業者、市（環境防疫班）〕

事業所外運搬災害、その他の対象原子力災害等について以下に示す。

1 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種につい

ては、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連絡を密にして、役割に応じて決定する。

① 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市等関係機関に報告する。

② 市の措置

市は、必要があると認めるときは、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを、県に要請する。

2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

① 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害等についての応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市等関係機関に報告する。

② 市の措置

「(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合」に準じて対応する。

第7 各種制限措置を解除する

〔実施機関：関連事業者、市（総務班）〕

1 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

市（総務班）は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除する。

2 その他の対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除

市（総務班）は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除する。

3 安全宣言

市その他関係機関は、対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表する。

第3節 生活再建、復旧・復興に向けて

第1 被災者の生活支援を行う

市は、所在県及び国の原子力被災者生活支援チーム等と連携して実施する原子力災害事後対策や、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保、さらには移住も含めた避難者の生活支援について、関係機関・団体と連携し、必要な支援を行う。

第2 風評被害等の影響を軽減する

〔実施機関：市（広報秘書班）、報道機関〕

1 風評被害の抑制

原子力災害では、農林水産物、鉱工業製品、観光入込、企業誘致はもとより、被災者・地域住民の人権問題に至るような風評被害が発生するおそれがある。

風評被害の拡大は、正確な情報が適時に提供されず、先行き不透明感が長期にわたって続くことから生じる場合が多い。

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、国及び関係機関・団体と連携し、農林水産物、鉱工業製品、地場産品等の流通の促進、観光入込や企業誘致の維持・回復に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

農林水産物については、県等が行う放射性物質モニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるとともに、スーパーなどの小売店の店頭においても同検査や自主検査結果などを周知するよう取組を促進する。また、観光分野においては、誘客キャンペーン、物産展などPR活動に積極的に取り組むとともに、地域団体と連携した集客対策を行うなど、自粛ムードの払拭へ向けた地域での取組を促進する。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、県や国と連携し、被害を受けた中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第3 心身の健康相談体制を整備する

〔実施機関：市（住民医療班）〕

市は、国及び県とともに、対象原子力災害等の発生場所付近の市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持する。